

# 恵庭市議会議員による市職員へのハラスメント問題に関する第三者委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市議会（以下「市議会」という。）に恵庭市議会議員による市職員へのハラスメント問題に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(委員会の実施等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査を行い、その結果について議長（議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長ともに調査対象となったときは議会運営委員長が職務を代行する。以下同じ。）に報告するものとする。

- (1) ハラスメント問題の事実関係の調査
- (2) ハラスメント問題の市議会の対応に関する調査

2 委員会は、次に掲げる者のうちから5人以内のものを委員として実施する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神科医若しくは臨床心理士（公認心理師）
- (3) 社会保険労務士若しくは労働分野を専門とする大学教授（准教授）
- (4) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委員会を実施することとした日から第1項各号に掲げる事項に係る事務が終了し、議長に報告する日までの期間とする。

4 委員は、その互選により委員会を主宰する委員長を定めるものとする。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 委員会は、非公開とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員が、委員会に出席及び事実関係の調査並びに調査報告書作成に対し、議長が定めた額を報償金として支給し、かつ、費用弁償として旅費を支給する。

9 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月9日から実施する。